

審議事項（１）

「防府バイオマス・石炭混焼発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」
について

1 概 要

エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社（エア・ウォーター株式会社と中国電力株式会社の共同出資により設立）は、防府市内において木質系バイオマスと石炭を混焼する火力発電所の建設を計画しており、平成27年3月18日付けで山口県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書を山口県知事に提出した。

この環境影響評価方法書に関して、環境の保全の見地から、防府市の意見を県に述べるため付議するものである。

2 参 考

- 【資料1-1】 環境影響評価（環境アセスメント）について
- 【資料1-2】 防府バイオマス・石炭混焼発電所建設計画に係る
環境影響評価方法書
- 【資料1-3】 防府バイオマス・石炭混焼発電所建設計画に係る
環境影響評価方法書（要約書）

環境影響評価(環境アセスメント)について

環境影響評価(環境アセスメント)とは

大規模な開発事業の実施前に、事業の実施により環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、住民等の意見を聴き、環境保全に配慮しようとするための仕組み。

環境影響評価に関する法令

環境影響評価法	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価が、適切かつ円滑に行われるための手続き 事業実施に際し、講じられるべき措置等を規定
山口県環境影響評価条例	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法と同じ趣旨 法の手続きについて、補完事項を規定 法対象外の事業について、条例で対象事業及びその手続きを規定

環境影響評価の対象となる事業等の種類

17事業等

※一定規模以上のものが対象

道路	ダム等	鉄道、軌道	飛行場
発電所	廃棄物処理施設	工場又は事業場	下水道終末処理場
スポーツ施設等	水面の埋立て又は干拓	土地区画整理事業	住宅団地の造成
流通業務団地の造成	工業団地の造成	鉱物又は岩石の採取	複合開発整備事業
港湾計画			

環境影響評価の対象となる事業(火力発電所関係)

- 本件の出力は、11.2万kWを計画しており、県条例の第二種事業に該当する。

事業の種類	第一種事業		第二種事業	
	県条例の対象	法の対象	県条例の対象	法の対象
火力発電所	出力 15万kW以上	同左	出力 7.5万kW以上 15万kW未満	出力 11.25万kW以上 15万kW未満

※法対象事業又は判定を受ける前の法第二種事業に該当するものは、法の規定に基づき環境影響評価等の手続きが行われることとなり、条例の第一種事業及び第二種事業からは除かれる。

県条例に基づく環境影響評価の手続きの流れ

住民や県知事等の意見を取り入れながら進めるため、環境影響評価の手続きは、下図の流れに沿って行われる。

方法書の手続き

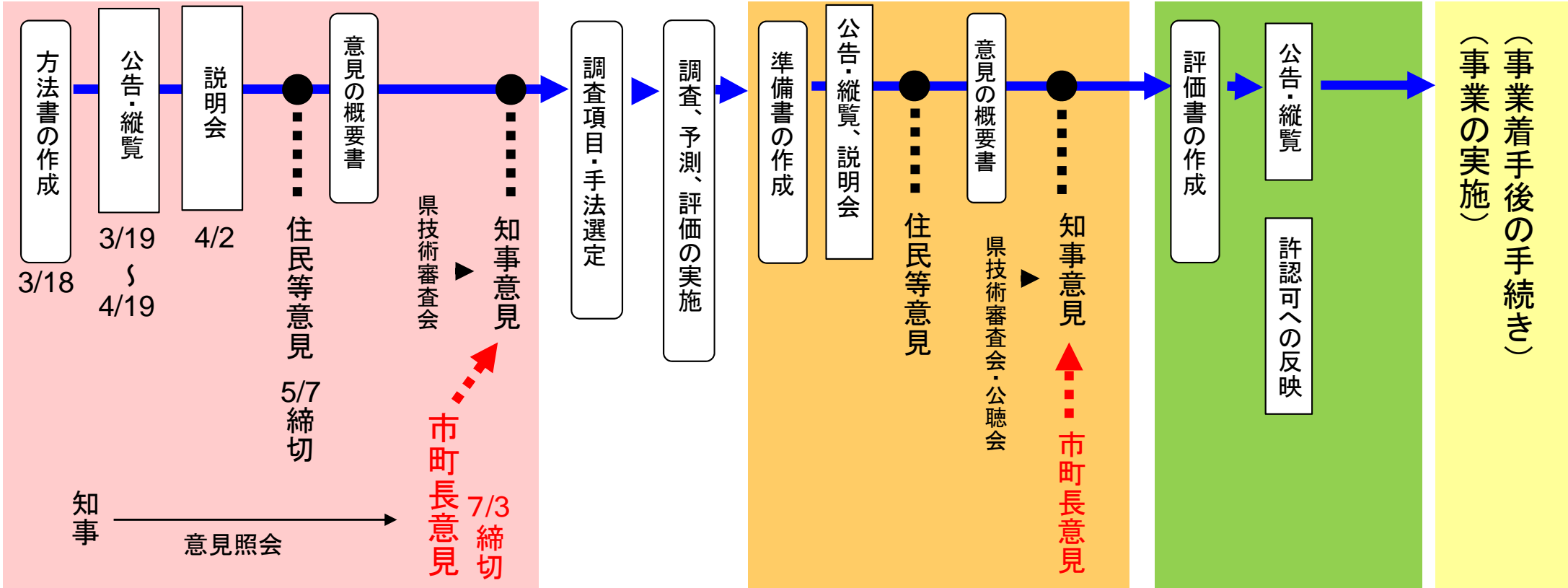
環境影響評価を行う項目や調査の手法等の案を作成し、住民や知事等の意見を踏まえて項目及び手法を決定する。

準備書の手続き

環境影響評価の結果について準備書を作成し、公告・縦覧を行い、住民や知事等の意見を聴く。

評価書の手続き

準備書の意見を踏まえて記載内容について検討した上で評価書を作成し、公告・縦覧を行う。



環境影響評価方法書とは

- 環境影響評価の方法を決めるにあたり、住民、知事等の意見を聴くために事業者が作成する文書。
- 環境影響評価方法書には、事業の概要や事業実施区域及び周囲の概況が記載されているほか、大気、水質、騒音・振動など、環境への影響が生じる項目に対する調査、予測及び評価の方法などが記載されている。

環境影響評価方法書の記載事項

- 事業者の名称、主たる事務所の所在地
- 対象事業の目的及び内容
- 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

審議事項（2）

日本果実工業株式会社防府工場における環境保全協定に基づく細目協定の締結について

1 経緯

日本果実工業(株)防府工場は、排出水量が1,000 m³/日を超えていることから、平成26年3月、山口県公害防止条例に基づく指定工場となった。

これまでも、山口県の指定工場である事業所とは、細目協定を締結している。

2 事業所の概要

- 所在地 : 防府市大字下右田1187-2
- 用途地域 : 市街化調整区域
- 業種 : 清涼飲料製造業（主要製造品目…炭酸飲料，果汁飲料，お茶，等）

3 細目協定値の検討

防府市では環境保全協定を締結している事業所の内、一定規模以上の事業場（＝県条例に規定する指定工場）に対し、現排出量等から現実に即した目標値を細目協定値として設定し、環境対策への一層の努力を求めている。

平成27年1月21日の専門部会では「大気」、「水質」、「悪臭」、「騒音」について、細目協定値の設定の有無と、設定する場合の具体的な数値を検討。その結果は下記のとおり。

3-1 大気**ア：細目協定値の設定条件**

ばい煙発生施設ごとに硫黄酸化物の排出量を細目協定値として設定。

イ：設備概要

- ボイラー 4基（燃料：都市ガス）

ウ：検討結果

都市ガスを燃料としているため、硫黄酸化物の排出量は0 m³ N/hである。
よって、細目協定値は設定しない。

3-2 水質**ア：細目協定値の設定条件**

汚染状態（濃度）の最大値及び汚濁負荷量にて細目協定値を設定。

- 汚染状態は5項目 … pH（水素イオン濃度），COD（化学的酸素要求量），SS（浮遊物質質量），T-N（窒素含有量），T-P（リン含有量）
- 汚濁負荷量は3項目 … COD（化学的酸素要求量），T-N（窒素含有量），T-P（リン含有量）

イ：設備概要

- 特定施設 ⇒ 洗浄機（1基），抽出機（2基）
- 排水処理施設 ⇒ 中和，活性汚泥，膜ろ過分離

ウ：検討結果

水質汚濁防止法上の特定施設を所有していることから、細目協定値を設定する。
具体的な数値は、過去の排水測定結果及び法に基づく規制基準値を参考に検討した結果、下表のとおり設定した。

項目	汚染状態 (mg/L)	汚濁負荷量 (kg/日)
pH (水素イオン濃度)	6.0~8.5	—
COD (化学的酸素要求量)	30	17
SS (浮遊物質量)	18	—
T-N (窒素含有量)	6	6
T-P (リン含有量)	3.0	2.5

3-3 悪臭

ア：細目協定値の設定条件

三点式臭袋法に基づく敷地境界線における臭気指数にて細目協定値を設定。

イ：検討結果

一般的に食料品製造業では、原料もしくは生ごみ置き場、排水処理施設、乾燥・焙煎等の工程などから、低濃度の複合臭が発生する可能性があるため、細目協定値を設定する。
具体的な数値は、山口県悪臭防止対策指導要綱に基づく指導基準値と同等程度の『敷地境界線における臭気指数を14以下とする。』と設定した。

3-4 騒音

ア：細目協定値の設定条件

敷地境界線における騒音レベルにて細目協定値を設定。

イ：設備概要

- 特定施設 ⇒ 冷凍機（1基），コンプレッサー（2基）

ウ：検討結果

山口県公害防止条例上の特定施設を所有していることから、細目協定値を設定する。
具体的な数値は、山口県公害防止条例に基づく許容限度値と同等程度の下表のとおり設定した。

測定位置	騒音 (dB【デシベル】)	
敷地境界線	午前6時から午後9時まで	65以下
	午後9時から翌日午前6時まで	55以下